



## マルクス・レーニン主義通信

# 87春闘勝利にむけて 賃下げ・首切り攻撃を打ち砕け

八七春闘はいよいよ本番に入りつつある。現在の労働者階級の状態は年頭論文で明らかにした。本論文では、八七春闘攻防の現局面の暴露を中心に、労働者階級の闘うべき方向を示すことにする。

## 搾取強化を謳う「労問研報告」

日経連は一月二一日の臨時総会において「労働問題研究委員会報告」を採択し、独占資本家の八七春闘方針を明らかにした。

「報告」はまず「産業の空洞化」をとりあげ、「わが国の賃金は…最高水準になつてきている」とにより「賃金面におけるわが国の競争力はとみに低下した」ことをその第一の要因あげていて、それに対応して、「第一の対策」として「賃金の合理的決定」を主張している。つまり、賃金を抑制しなければ、「産業の空洞化」がますます進むと労働者をおどしているのである。

「報告」は、「日経連は、年来、生産性基準原理を唱えており…この考え方は常に堅持しなければならない。加えて、各企業におこなうのがそれにはかならない」といっては、「賃金の合理的決定」とはなにか。

「報告」は、「日経連は、賃上げより雇用」一論である。「賃上げより雇用」—労使ともこの巷の声に耳をおおってはならない」といっては、「賃金の合理的決定」とはなにか。

「報告」は、賃金抑制のために「報告」がもちだすのは、またしても「賃上げか、雇用か」の二者択一論である。

この巷の声に耳をおおってはならない」といっては、「賃金の合理的決定」とはなにか。

## 資本に屈服する既成指導部

搾取強化という資本の本音の正当化であり、さらには、日帝の国際競争力の強化という民族主義への動員の役割をも有していること、すなわち、企業第一主義・国益第一主義の言い換えであることを労働者は自覚しなければならない。

まず、各団体の賃上げ要求を見るならば、

### 本号の内容

分割・民営化の最終局面にあたって／2頁  
労基法改悪攻撃に反対せよ／3頁  
急激な円高が意味するもの／3頁  
外登法の欺まん的改正を許すな／4頁  
強硬姿勢みせた自民党大会／5頁  
「新宣言」具体化する社会党大会／5頁  
軍需産業テコ入れに走る米帝／5頁  
地対協「意見具申」批判（上）／6頁  
一段と激化する南北朝鮮階級闘争／8頁  
中国学生の「民主化」要求の意義／8頁  
フィリピン共産主義者の選択（4）／9頁  
戦後労働運動の総括のために（4）／10頁

いては、企業の環境条件の動向および自社の支払能力を適切に勘案し、賃金決定を行うべきである」と述べている。要するに、「生産性基準原理」以下の賃上げもありうるということである。

また、労働時間短縮についても、「雇用があつてはじめて成り立つ議論である」とし、「労働時間の短縮は、賃上げと同様、生産性向上の成果の配分なのであり、法律の強制によるのではなく、労使の自主交渉に任せることが筋道である」と、放置する姿勢を明言している。

しかも、賃下げ・長時間労働の甘受によって雇用は保障されると言っているのではなく、「産業空洞化の進行を少しでも抑制するためには」それが必要だと正在しているにすぎない。

事実、第一次石油ショック時に資本は同じく「賃上げか、雇用か」を突きつけ、労働者に賃金抑制を強制しながら、「減量経営」と称して大量の首切りを強行したのであったし、この十年間、実質賃金の伸び率は「実質国民経済生産性」の伸び率以下に抑えこまれてきたりにもかかわらず、今まで労働者は失業におびえなければならないといふことも、労働者の「自虐」によって雇用が保障されるわけではないことを教えている。

「報告」が言う「良好な労使関係」とは、争連絡会は「六%もしくはそれ以上」、総評と中立労連で組織する八七国民春闘共闘会議は「六%以上」、同盟は「六%以上、一万三千円」となっている。

八七春闘連絡会は「産別自力・自決原則」を打ち出したが、JC春闘の崩壊は八七春闘の特徴のひとつといえよう。

金属労協（IMF・JC）は、「置かれている情勢をふまえ、実質生活の維持向上をめざし、各単産・単組で決定する」として具体的な賃上げの額・率を打ち出せなかつた。そのなかで鉄鋼労連は賃上げ要求ゼロを打ち出した。ブルジョアジーに融合して「経済整合性」論を唱えてきた鉄鋼労連は、八四年「労問研報告」の「ベア・ゼロ」論に同調し、その時に主張した春闘解体論を実践に移したのである。独占資本の庇護の下で形成されたJC春闘の崩壊は、「良好な労使関係」が深部で崩れ始めていることを示すものではないだろうか。

### 次に、雇用の問題を見てみよう。

一月二二～二三日に開かれた同盟大会の方針では、「産業構造の転換が今後進展するながら、われわれ労働者の雇用と生活に重大な影響をおよぼすことは必至」「組合員の雇用と生活の安定確保が、労働運動の当面する最重要課題」として、「五%成長実現による雇用安定」「産業・雇用開発機構」（仮称）

# マルクス・レーニン主義通信

月刊1部200円

共同主義者同盟（全国委）  
マルクス・レーニン主義派  
編集発行人 目黒安雄  
横浜港南郵便局私書箱16号  
振替 横浜9-3719

# 分割・民営化の最終局面にあたつて

## 国鉄労働者の団結が問われている

### へ1

ブルジョアジーは、昨年一二月二八日の「国鉄改革法」成立以降の分割・民営化最終局面において、国鉄労働者の組織破壊攻撃に力を注いだ。新会社設立委員会を発足させ、新会社への採用基準と労働条件を決定し、一二月二十四日から正月の七日にかけて「新会社への配属希望調査」を実施して、国鉄労働者の差別・選別・振り分け・首切りに着手してきたのであった。

「採用基準」は、①五十五歳以上②病弱者③新会社にふさわしくないもの――を採用しないと明記したものであり、③は明らかにレッド・ページにあたるものである。

最近発表された「配属希望調査」き集計結果によれば、「意思確認書」は二十三万四百人に配付され、回収は二十二万七千六百人、うち新会社を希望したのは二十一万九千三百四十人となっている。つまり、定員枠をわずか四千三百四十人上回ったにすぎない。しかも、このうち二千五百人は清算事業団を希望しているのである。

ブルジョアジーがもくろんだレッド・ページ攻撃は、一応、破産した形になつた。そうであるがゆえに、「国労」においては新会社に残れない」と労働者をおどしてきいた鉄労・労働など構成する旧「改革労協」は、「二十一万五千人の要員規模を確保するためには、一部では、国鉄改革に敵対している者までも新事業体に移行させざるを得ない状況が生みだされている」、「改革協としては、二十一万五千人の要員枠そのものは是非を含めて、正直者が馬鹿を見ない対処方を要求」するとの「緊急申し入れ」を行つたのであった。

### へ2

国鉄分割・民営化の尖兵となってきた「改革労協」は、二月二日、「全日本鉄道労働組合総連合会」（鉄道労連）を結成した。その綱領では、「階級闘争主義の否定」の別名で

労働組合	結成年月日	組合員数			
		61.4.1	比率	62.2.1	比率
鉄道労働組合	43.10.20	28,720	11.9	48,332	21.1
国鉄労働組合	26.5.23	31,353	13.0	36,143	15.9
鉄道社員労働組合	62.1.23	0	0.0	30,191	13.2
日本労働組合	61.12.19	1,532	0.7	10,324	4.5
北海道労働組合	61.8.28	0	0.0	626	0.3
列車乗務員等労働組合	61.10.18	0	0.0	239	0.1
日本郵便労働組合	38.5.26	43	0.0	40	0.0
国鉄民主労働組合	56.7.1	2	0.0	1	0.0
小計	61,650	25,646	125,964	55.2	
東日本鉄道労働組合	61.12.22	0	0.0	6,821	3.0
鉄道医療協会	61.12.3	0	0.0	163	0.1
北海南道労働組合	62.1.31	0	0.0	2,885	1.2
延岡労働組合	62.1.28	0	0.0	234	0.1
東日本鉄道労働組合	62.1.31	0	0.0	99	0.0
井野労働組合	62.1.24	0	0.0	604	0.3
東海労働組合	62.1.26	0	0.0	2,461	1.1
西日本鉄道労働組合	62.1.30	0	0.0	11,149	4.8
四国労働組合	62.1.30	0	0.0	162	0.1
九州労働組合	62.1.25	0	0.0	3,641	1.6
小計	—	—	—	25,019	12.3
国鉄労働組合	22.6.5	165,403	68.6	82,185	27.3
全国鉄労組合会	49.3.31	2,394	1.0	2,018	0.9
国鉄労働組合総連合会	61.11.30	968	0.4	853	0.4
全東北労働組合	59.2.5	47	0.0	45	0.0
その他	197	0.1	—	2	0.0
在京未加入者	10,494	4.3	—	4,917	3.9
合計	241,663	100.0	227,915	100.0	

ある「労働組合主義」を明記し、「二十一世紀鉄道の興隆」をうたいあげている。また、運動方針では、①一企業一組合の早期・完全な実現をめざす②新労働組合はユニオン・シップ制をとる③新事業体の活性化と、協議・協力を通じた健全・対等な労使関係の確立をはかる④長期にわたる雇用の安定・確保をめざす⑤全民労協（連合）・国際自由労連・ITF（国際運輸労連）加盟を志向する――などを基本的な活動項目としている。要するに、鉄労路線の拡大であり、完全なる労資協調主義なのだ。

他方、国労旧主流派は、「振り分け作業」が終わる前に新組合を結成し、自らの雇用を守ることに血道をあげてきた。各地方で組織を分裂させ、「鉄道産業労組」をデッヂ上げ、総連合を結成せんとしているのである。かくして国労旧主流派は、完全に「改革労協」「鉄道労連」の軍門に降った。

国労労働者は、これらの国鉄労働運動の分裂という事実を、率直にみつめなければならぬ。一方で、鉄労路線の拡大であり、完全なる労資協調主義なのだ。

### へ3

協会派や日本共産党あるいはこれに追随する第四インターなどは、「国労を守れ」というスローガンを現局面の第一に掲げている。このスローガンは「国鉄を守れ」というスローガンに対応している。

彼らは、国労が「単一の産別組合」であったことに言ふ。これは、国労がひとつの企業であったことを見ない連中にしてはじめて可能なのである。

協会派・日共は、国労が「国民のための公共機関」であるかに叫んでき、そして国労が生き残れる方策やそのために「理論」に夢中になってきた。しかしながら、分割・民営化が国鉄の累積赤字が契機となっていること自体、国鉄もまた収益性が第一義的問題となるひとつ企業、ひとつの資本であったということもほかならない。我々は、「通信」一一三〇一一五号において、国鉄分割・民営化のねらいを、①累積赤字の清算②「縮小均衡」と兼業禁止規定の除去③全国輸送網再編④戦闘的労働組合の解体の観点から暴露した。国鉄分割・民営化は単なる独占資本家どもの悪意によるものではないのである。国鉄の性格からして、国労がひとつの企業組合であったことも明らかであろう。

「新会社に見合った企業組合」か「単一の国労」かをめぐる国労の分裂は、社会党・統一労働者とその訣別かといふ分岐を背景としている。「単一国労とそれをつむ勢力は、あらゆる労働者の平和と民主主義を求める人々

のよりどころである。よりどころがあつてはじめて総評解体を阻止することができる。ひいては社会党をたたかう党へと強化する条件も守られる」（『社会主義』二月号）という言葉に示されるように、協会派は社会党・総評路線に未練をもつてゐる。また、日共は労を統一労組懇親会下に組織せんとしているのである。これらを反映して、国労の現執行部は動搖的たらざるをえない。

### へ4

国労においても新会社においても労働者の地位は本質的に変わらない――これが闘いの前提である。もし、国鉄労働者自身がその地位を違うものと考えているとしたら、それこそ、「親方日の丸」等と語られる特權的意識であり、官民分断攻撃を許してきた当のもののひとつにほかならない。国鉄の分割・民営化・大合理化に際して首切り攻撃にさらされていることは、国鉄労働者もまた資金奴隸であることを示している。

階級的立場に立つて、国鉄分割・民営化に伴う一人の首切りも許さないために團結を固め、闘いを強めること、これが国鉄労働者に第一に問われていることである。国鉄分割・民営化に對置されるべきは、「国鉄を守れ」ではなく、全鉄道の国有化であろう。これこそがプロレタリアートの目標にもつともかなつたものである。このような目標を鮮明にし、それと結びつけて、首切り反対・労働条件の改善の闘いを推進していくかなければならぬ。

企業別組合が企業主義に陥りやすいということ、協会派・日共などが言う産別組合ならばそれから免れうるということとは、まったく別の事柄である。企業主義と闘い、企業別の分断をのりこえる労働者の團結を保障するのは、あれこれの労働組合の形態ではなく労働者の政党なのである。第一の闘いを抜きにした国労の維持は、ただこれまでの国労の歴史を繰り返すことには終わるであろう。

これらのこと遂行するためには、「鉄道労連」をはじめとした労資協調主義者との徹底した闘争なしには空語であるし、「鉄道労連」や「鉄道産業労組」のなかでの活動も必要である。国鉄労働者の闘いはますます困難な状況を迎えてゐる。国鉄の先進的労働者は、協会派や日共が語るような民主主義の先進闘士にとどまるのではなく、いまこそ共産主義の闘士としての闘いを貫徹しなければならない。

国鉄分割・民営化に伴う一人の首切りも許されず！ 差別・選別雇用を粉碎せよ！ 摺取と隸従を強いる「労使共同宣言」体制を打ち破れ！

## マルクス・レーニン主義通信

# 労基法改悪攻撃に反対せよ

昨年一二月一一日、中央労働基準審議会は「労働時間法制などの整備について」と題する「建議」を、労働大臣に提出した。そして、これを受けた労働大臣は、「労働基準法の一部を改正する法律案要綱」を作成し、八七年二月七日、中基審に諮問した。

政府・自民党は、これを法案化し今通常国会に上程しようとしている。これは労基法の大改悪であり、一昨年の「男女雇用機会均等法」や「労働者派遣法」の制定などとともに、労働法制の抜本的改悪の一環なのである。

労働者の労働条件の切り下げをも通して全労働者への搾取をいつそう強めんとするものにはかならない。ブルジョアジーは、経済危機を労働者に犠牲を強いることにより乗り切ろうとしているのであり、その法的根拠を与えることが、労働法制の改変なのである。

労基法改悪の「要綱」は、「建議」をもとにして作られたものであるが、そのねらいは長時間・変速労働の法制化である。

「要綱」は、労働時間の原則について一週間四〇時間を前提にし一日八時間と規定している。これは一日単位より一週間単位を重視することを意味し、後に述べる変形労働時間制と合わせたとき、一日八時間という枠が実質的に取り扱われる所以である。

一週間四〇時間というのは大幅な時短のよう見えるが、まったくのまやかしにすぎない。「建議」が「当面の法定労働時間を週四六時間」としているのを受け、労基法とは別に、「当分の間」政令で週四六時間制を示すという仕組みになっている。結局、週四〇時間は彼岸化され、単なる努力目標にされるのである。そしてこれは、労基法が最低基準であるというたてまえを変質させ、労基法そのものをも單なる努力目標に落とし込める役割を果たす。「建議」の付則で「中小企業（三百人以下）に対する、週四六時間制の適用をしばらくの間猶予すること」が述べられ（「要綱」でも同趣旨の項目あり）ているように、実際には長時間労働の容認である。

次に、変形労働時間制についてみると、「要綱」はこれを大胆に取り入れ、ブルジョアジーが容易に行えるようにしている。

変形労働時間制の最たるもののは、フレックスタイム制である。フレックスタイム制は、一見、労働者が自由に時間を選べるように見えるが、実際には忙しい日に残業が強制され、野放しの時間外労働をまねく。「要綱」ではさらに、「一定の要件を満たせば」「一週間又は一日において法定労働時間を超えて労働させることができる」となっており、これは

## 急激な円高が意味するもの

去る一月九日、日銀は、東京外為市場で過去最大規模の二〇億ドルにのぼる市場介入をせざるをえなかつた。

それは、一ドル一五八円という急激な円高の動きに対処するためのものだつた。

その後、一二日に一五六円、一三日に一五五円、一四日に一五三円と続騰しつづけ、一九日には一四〇円台に突入した。

この間当然日銀はドルを買いささえ続けた。

だがしかし、「最近のドル安は妥当で秩序あるもの」（ベーカー発言）という米国政府の知らぬ存ぜぬの態度や、多くの米高官の一二〇円の円高妥当発言等への日本政府の自肅申し入れもききめがなかつた。ついに一四〇円台に突入すると、「乱高下し言えない」（宮沢）として通貨問題でのG5開催を主張しはじめ、急速日米歳相会談へと走つたのである。

さて、昨年一〇月末の日米歳相合意は「一六〇円程度で適正レート」というものであり、「プラザ合意」（一昨年九月の為替調整のためのG5合意）以来達成された円とドルとの為替相場の調整は、今や現在の基礎的条件とおおむね合致するものである」というものだつた。その内容は、日本側の

ECは小幅ながら、西独マルク三%の切り上げ、ベルギーフラン・ルクセンブルク・フランス二%の切り上げ、仏フランの据え置きという、EMS（歐州通貨制度）の調整を実施し、マルク買い、仏フラン売りなどの投機筋の動きに歯止めをかけ、EMSの安定をはかつた。

しかし一方宮沢は、二二日の日米歳相会議で円安定への協調介入の確約がそれなかつた。円安定の保障はどこにもない。

西独商工会議所連合会のフォン・アメロングン会頭は、米国のドル安認容姿勢を「一種の通貨ダンピングだ」と批判したが、現在の事態は、国際的協調の破綻＝国際的な通貨戦争の開始と言ふことができるのではないだろうか。

新年早々はじまつたこの間の円高の推移は、「一ヵ月で昨年の合意が破綻したこと」を意味している。

本来時間外労働分を時間内に吸収するので、時間外の賃金を支払わないと同じことになる。変形労働時間制は、生産活動の都合で働くことができ、不払賃金分を増やして実質的に労働者の賃下げを強要するものであり、搾取の強化以外の何ものでもない。

「時間計算」の項目では、事業外労働と裁量労働についてのいわゆる「みなし規定」が

できることが述べられている。それは「当該業務を遂行するかために、通常、所定労働時間を超えて労働することが必要である場合には、当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなす」というもので、例えば、実際に一二時間労働いたとしても、通常九時間しか必要としない労働とされれば、九時間労働分の賃金しか支払われない。

労基法の改悪は、労働時間の短縮をみせかけにしつつ、長時間労働を容認し、同時に賃下げをもくるるものである。それ故、労働者はこれに対しても断固反対し、粉碎していくなければならない。

新規であるが、労基法の改悪は、「本工」労働者の労働条件の切り下げをも通して全労働者への搾取をいつそう強めんとするものにはかならない。ブルジョアジーは、経済危機を労働者に犠牲を強いることにより乗り切ろうとしているのであり、その法的根拠を与えることが、労働法制の改変なのである。

「均等法」「派遣法」は安価で無権利な女性労働者、不安定雇用労働者への搾取を強めるものであるが、労基法の改悪は、「本工」労働者への搾取をいつそう強めんとするものにはかならない。

政府・自民党は、これを法案化し今通常国会に上程しようとしている。これは労基法の大改悪であり、一昨年の「男女雇用機会均等法」や「労働者派遣法」の制定などとともに、労働法制の抜本的改悪の一環なのである。

労働者の労働条件の切り下げをも通して全労働者への搾取をいつそう強めんとするものにはかならない。ブルジョアジーは、経済危機を労働者に犠牲を強いることにより乗り切ろうとしているのであり、その法的根拠を与えることが、労働法制の改変なのである。

「均等法」「派遣法」は安価で無権利な女性労働者、不安定雇用労働者への搾取を強めるものであるが、労基法の改悪は、「本工」労働者への搾取をいつそう強めんとするものにはかならない。ブルジョアジーは、経済危機を労働者に犠牲を強いることにより乗り切ろうとしているのであり、その法的根拠を与えることが、労働法制の改変なのである。

「均等法」「派遣法」は安価で無権利な女性労働者、不安定雇用労働者への搾取を強めるものであるが、労基法の改悪は、「本工」労働者への搾取をいつそう強めんとするものにはかならない。ブルジョアジーは、経済危機を労働者に犠牲を強いることにより乗り切ろうとしているのであり、その法的根拠を与えることが、労働法制の改変なのである。

## マルクス・レーニン主義通信

政府は、外登法一部「改正」案を国会提出し、八八年からの施行を強行せんとしている。「改正」案は、在日朝鮮人ら外国人の外登法改正の要求とは裏腹に、管理強化をねらった反動的内容を強めている。

「改正」案は、①指紋押捺は十六歳時の一回のみに限る②外国人登録証を運転免許証のようなカード型にする③拒否者には切り替え申請期間を短縮し、一年以上・五年未満とする、というものである。

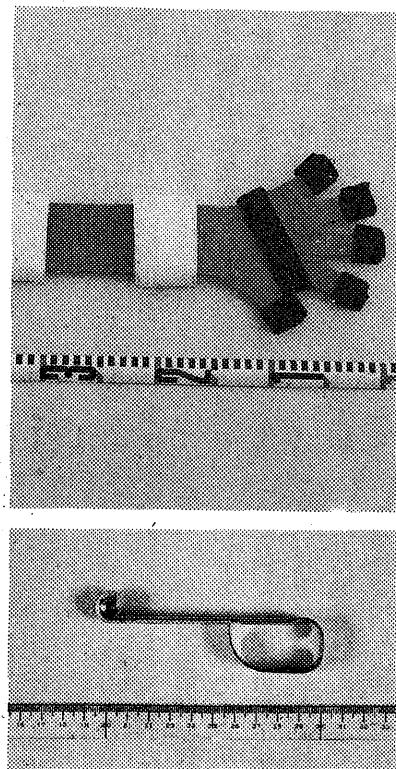
①の生涯一押捺②のカード化については中曾根訪「韓」時に政治決着された内容であり、その欺まん性については在日朝鮮人を中心と批判が高まっていた。

一回押捺でよいということ自体、政府が今まで同一性の確認を維持するためには二度三度と押さねば制度の意義がないとしていた内容をくつがえすことである。このことは、指紋が決して本人の同一性の確認のために使われてきたのではなく、管理抑圧の手段として使用されてきたことを自ら暴露している。警察権力にとっては、原票の閲覧と指紋照合は一回のみで充分管理効果があり、在日外国人を治安の対象とする本質には何ら変化がない。

この条項には但し規定があり、人物の同一性に疑いのあるとき、指の欠損、原票指紋が不鮮明なときは何度も押捺を強制できることになっている。

カード化については、コンピューターによる指紋管理の集中化と、外登証発行業務の法務省への移管による管理体制の強化をねらったものである。この背後には、国民総背番号制による国家統制を、在日外国人において完成させた後、全人民化せんとするねらいがある。カード化は外登証の常時携帯義務をより強める結果になる。

最も重要なのは、③において指紋押捺拒否者に対するしめつけを強化していることだ。拒否者に対する弾圧はこの間、先行的に行われている。二千人近い指紋押捺拒否者の続出、千八十九の自治体の外登法改正を求める決議、告発



兵庫県警で使用されている(写真上)。神奈川県警が県下各署に配布している金属質(写真下)

# 外登法の欺まん的「改正」を許すな

保留の確約など、拒否者の運動が高まるなかで、政府―法務省は自治体・拒否者に対し弾圧を強行している。

昨年五月の拒否者の告発指示の法務省通達に続き、九月には拒否者の取り扱いについて警察の捜査に一層積極的に協力するよう各自治体に通達が出されていた。

大阪府警外事課は、告発保留自治体(東大阪・八尾・高槻・豊中市)の拒否にもかかわらず強制捜査を実施、拒否者の登録原票・申請書等の押収を強行した。兵庫・神奈川の警察では、特殊器具によって強制的に指紋を採取するという拷問の事実が暴露された。

日常的には、外登証の不持帯を口実にした十指指紋の強制採取、拒否者の任意出頭・連行・逮捕は特に自治体の告発なしの逮捕まで

強行された。この間の不当逮捕・捜索は七十六件にものぼっている。

このように、外登法「改正」案は、一回押捺といういかにも緩和したようなポーズをみせながら、在日朝鮮人をはじめ外国人に対する管理抑圧を一層効率よく強化するものである。指紋押捺拒否者に対しては、従来通り在留期間更新不許可あるいは期間の短縮・再入国不許可等の報復措置が残されている。

在日外国人を抑圧・管理する外登法・入管法はただちに撤廃されねばならない。在日朝鮮人への抑圧の背景には、日帝の侵略(戦争)による犠牲が横たわっている。拒否者の強圧を許さぬ! 欺まん的外登法「改正」案の国会提出を阻止せよ!

## 強硬姿勢みせた自民党大会

一月二〇日に開かれた自民党第四十七回定期大会は、衆参同時選挙の「歴史的な勝利」を、「圧倒的な国民のご支援をいたいたいた証左」と述べるなど、自民党的高圧・強硬姿勢を明らかにするものとなつた。

自民党大会の第一の特徴は、「戦後政治の総決算」をあらためて前面に出したことである。

大会は昨年と同様、「自主憲法の制定」を盛り込んだ「宣言」と「決議」を採択したが、中曾根はあいさつで、「この四十年間の憲法政治の実績を検討し、良き成果は伸長させ、悪しきものは是正」と語り、「立法、司法、行政の三権の関係、問題点を勇敢に点検し、改革を必要とする点は改革を推進すべき」と述べた。これは、この間中曾根が口にしている、「三権分立の見直し」「国会改革」を繰り返したものである。そのねらいは、行政権力の拡大、「大統領的首相」の確立にほかならない。

第二は、「税制改革」をあらためてうたい、一千人近い指紋押捺拒否者の続出、千八十九の自治体の外登法改正を求める決議、告発

大増税を決定したことである。

方針は、「税体系のあり方を含め税制全般にわたり、根本に立ち返った見直しを行」うとして、「売上税の導入」等を明記している。また、軍事費のG.N.P.1%枠突破の大軍拡も決定された。

中曾根は、増税については「サラリーマンの重税感をやわらげ」るためと語り、軍事費については、「G.N.P.の1%を千分の四超過する」だけで「必要最小限の経費は維持しなければならない」と述べたのであった。まさにペテンと鉄面皮である。

第三に、反戦・反基地闘争などへの敵対を明言したことである。

活動方針は、「日米安保体制の弱体化を図する、まやかしの『非核都市宣言』運動の排撃や、...逗子市池子に建設が予定されている米軍家族住宅建設、三宅島の米軍機艦載機バイロットの技術を維持する夜間訓練場を兼ねた官民共用新空港の建設を促進する」としている。また、教育委員会準公選運動を「左翼・日教組等によって進められている」「教育に名を借りた政治運動」と攻撃し、「断固反対」と強調している。

これらの自民党大会の諸特徴は、政治的反動が全面化することを示しているといえるであろう。自民党大会の内実をより広範に明らかにし、その反動性を暴露して、政治的反動化に反対する闘いへの労働者人民の決起を呼びかけなければならない。

## マルクス・レーニン主義通信 闘う労働者の政治新聞

毎月10日発行・1部200円  
年間定期購読料3200円(郵送料込)

## マルクス・レーニン主義通信

今回の社会党大会の目標は「『新宣言』にふさわしい組織」(土井委員長あいさつ)を作ることにあった。それはどんな組織か。

大会での中心議題のひとつにもなった党改革推進委員会報告案(『社会新報』1月10日号掲載)。以下の引用は断らぬたる改

革第一に連合政権を実現する党をつくり上げることをうたっている。

最も重要なものとして「国民に分かりやすい政策と政治の姿を示す」とことをあげている。

そのため、すでに「土井委員長を囲む会」や地方ごとの「政策委員会」が作られてきている。シャドウ・キャビネットII影の内閣構想も打ち出している。

「囲む会」には西武資本の堤や、日本電気の小林といった独占資本の代表も参加している。ブルジョアジーに「分かりやすい政治」が社会党のめざす連合政権の政治なのだ。

第二に、必然的に「選挙に勝てる党」への改革が言われている。とりわけ都市部での弱体化を挽回しようとして、市民との結合が前面に押し出されている。一方で、全民労協との結合をはつきりと打ち出した。

主要都市圏での社会党の凋落は、労働者の支持を失ったことが主要原因だった。それは社会党―総評ブロックの凋落でもあった。これを「『平和四原則』といわれるようないいとする。事実はこうだ。ゼロ成長やマイナス成長ではなかつたが、成長率は毎年小さくなってきていている。

米経済の行きづまりの現れである「双子の赤字」は今も解消していない。レーガノミクスは明らかに破産している。

にもかかわらず、レーガンは「小さい政府」

の実現に固執している。ハハ会計年度の予算案では、歳出は一兆二四三ドルと初めて一兆

ドルを上回ったが、物価上昇分を差し引いた

# 「新宣言」具体化する社会党大会

## 軍需産業テコ入れに走る米帝

現在五〇カ月続く景気拡大は戦後最長のものであり、今後も記録的な長期にわたることは確実だ」とレーガンの『予算教書』は書いている。事実はこうだ。ゼロ成長やマイナス成長ではなかつたが、成長率は毎年小さくなってきていている。

この計画を実現するために、農業補助の大幅な削減(一五・八%減)などの歳出の縮小を提起した。奨学金、都市輸送手段や都市開発への補助、貧困者への食糧支給や家族補助もカットされようとしている。さらに、AMTRAK(全国鉄道乗客公社)や政府債券の売却によって赤字をいくらかでも埋めようとしている。

一方、今年から実施された減税は企業収入を増やし、その結果税収もふえ赤字解消に役立つとのふれこみだ。

しかし、国内での資本の投下先を探しあぐねているのが、米ブルジョアジーの現状だ。これまで実施されてきた減税や規制緩和措置によつても、米経済は落ちこみから回復しなかつた。減税がブルジョアジーへの富の集中を促すことはあつても、景気上昇・税収増加に結びつくという保障はない。

『予算教書』は、財政赤字の解消――小さな政府」の実現の一方では、軍事費の大額な政府の第三の柱は、「低強烈度戦争」(L-IW)を制圧することだ。

B-1B爆撃機、F-16戦闘機、MXミサイル追加分五〇基の移動式化、トライデント型原潜の五隻配備などが計画されている。

『国防報告』の第三の柱は、「低強烈度戦

争」(L-IW)を制圧することだ。

二カラグアやパレスチナ人民などの民族解放闘争をL-IWとして歪曲し、「ぼっ発を抑止するだけではなく、積極的に戦つていかなくてはならない」などと庄毅していく姿勢をいよいよ強めている。

レーガンは「小さな政府」――強いアメリカを唱えて大統領に当選し、再選もした。その正体は、ますます弱れあがる軍事的怪物であ

り、生きながら朽ちていくアメリカ経済であり、生きていくアメリカ経済であつた。

「新宣言」具体化する社会党大会

らぬシャンシャン大会(『日経』)とかわされた。その最大の理由は、全電通などが要求する政策の転換については、「二月に開く大会で実現することが右派の政権研などによつて保障されたからである。

さらには、当面の統一地方選をたたかうことはできない部分がある」として、日米安保の承認、全斗煥政権への支持、原発容認、食管解体への協力をうちだせという修正案を提出した。

このゆきぶりに対し社会党は、例えば「朝鮮政策は、八八年のソウル・オリンピック前には、一定の方向を打ち出したい」(党務報告の討議)との手形を振り出した。

今回の大会は商業新聞から「社会党らしか

族は、これが気にくわない。社会党の運動方針案にたいして、全電通は「『新宣言』になじまない部分がある」として、日米安保の承認、全斗煥政権への支持、原発容認、食管解体への協力をうちだせという修正案を提出した。

社会党は、改良主義、ブルジョアジーとの融合の道をひたすら進んでいる。勝手にいくだけだ。労働者は自分たちの利益を本当に代表する革命政党建設の道を歩むだけだ。

社会党は、改良主義、ブルジョアジーとの融合の道をひたすら進んでいる。勝手にいく

ところを共通項とした一致が、協会派を含めて成

立し、「新宣言」の具体化への目立つた抵抗

がなかつたからである。

社会党は、改良主義、ブルジョアジーとの

融合の道をひたすら進んでいる。勝手にいく

ところを共通項とした一致が、協会派を含めて成

立し、「新宣言」の具体化への目立つた抵抗

がなかつたからである。

## マルクス・レーニン主義通信

1987年2月10日

# 地対協「意見具申」批判 解放運動解体攻撃を粉碎せよ(上)

## (1) 部落差別はなくなつたか?

昨年一二月一一日、地域改善対策協議会より今後の「同和」行政について意見具申(新意見具申)が政府に提出された。内容は、部落差別の現状認識において、「環境面を主とする実態的差別は相当程度是正され、また、意識面を主とする心理的差別の解消を進んでいる」とするものである。

同様の主張は、前意見具申(一九八四年六月一九日提出)にも述べられており、その意味では新意見具申も前意見具申も同一の認識の上に成り立っているといえる。

前意見具申では、部落差別の現状について次のように述べている。

「同和対策審議会答申では同和問題を、人びとの観念や意識のうちに潜在し、言語や文字を媒介として顕在化する心理的差別と、劣悪な生活環境等に象徴される同和地区住民の生活実態に具現されている実態的差別とに分類した。そして、この両差別が因果関係を保ち、相互に作用しあうことが強調されたが」、現状では、実態的差別の解消は、「地域改善対策特別措置法の有効期間内に」——つまり、八七年三月末日までに——「おおむね達成できる」と。一方、「心理的差別の解消も、実態的差別の全般的な減少、人権意識の普及高揚及び各種啓発施策の実施等により、ある程度まで進んできたといえる」と。

新意見具申は、これらを引き継いで、実態的差別の相当程度の是正、心理的差別の解消の進展を述べているのである。

実際は、どうであるのか。

部落解放同盟大阪府連合会が行つた「大阪部落実態調査報告書」(一九八三年三月出版)によれば、次のようにある。

まず、住宅面では、被差別部落(以下、部落とする、また被差別部落を部落とする)での公営住宅の占める比率が五九・二%と圧倒的に多く、持ち家は二六・二%となっている。これに対し、大阪府の一般地域での比率は、公営住宅で一二・五%、持ち家で四三・三%となつてゐる。ここに見られる著しい差は、部落では部落解放運動がその一環として「住宅要求者組合」などを組織し、住宅要求を行ってきた結果であるといえる。これによつて、かつての老朽化した「ハーモニカ長屋」や共同水道、共同便所は消滅させられたといえる。まさに、部落解放運動の成果であり、その一つである。

しかし、報告は、「二〇数年にわたる事業によって建設された約二万戸の公共借家のうち、約半数は一〇年以上を経過しており、

新規建設の住宅との間に質的格差が生じている」(一〇七頁)、と述べている。もし、部落差別を生み出す構造が二〇数年前と基本的に変化しないものであれば、年月の経過とともに、やはり、住宅環境の悪化を再びもたらすであろう。

次に、部落差別の基本的構造に深くかかわっている就労状態は、どうであるか。

大阪府一般地域の常雇は六六・三%、臨時雇四・六%、日雇、失対就労者、パートタイム、アルバイトの合計は二・四%である。これに対し部落のそれは、各々、五三・五%、二・六%、一五・五%であった。常雇で実際に二・八%も部落の側が少なく、臨時雇、日雇、失対、パート、アルバイトについては、部落の側が一・一%も高い比率を占めているのである。特に、部落の労働者に占める常雇率は、一九七三年の七二・六%、八二年の七二・九%と、ほとんど変化がみられないのである。しかし、それは、自営業者が一八・三%から一四・六%へと減少し、それにつれて労働者が七〇・二%から七五・一%へと比率を増大させたなかでそうなのである。

比較した七三年と八二年とを常雇率についてさらに見れば、三〇才を境にして、それ以上では常雇率は増大しているが、それ以下では低下しているのである。二〇から二九才で五%の低下を示し、一五から一九才で一六・九%も低下している。

これまで部落解放運動が行つてきた雇用問題に対する取り組みによる公務員労働者の増加にもかかわらず、部落解放運動による下支えにもかかわらず、ここに見る数字は、経済変動の波をだれが一番受けやすいのかを示しており、それが次の時代を担う若年層に一層はっきりと示されているといえる。つまり、雇用先を地方行政に求める限界が早くも現れており、日本資本主義のなかにおける部落民の位置が再び明確になりつあると言わねばならない。

だから、この報告書が就労内容の特徴点として、「今回(一九八一・一〇)と全国(一九七三)と比較すると、部落労働者は「一、専門職」「二、事務職」「三、販売職」「七、技能工」で低く、特に「七、技能工」「二、事務職」で低く、「一、専門職」ではかなり改善されてきた。しかしながら、「八、単純労働者」では四倍も高く、部落差別の実態がクローズアップされ格差が解消されていなことを示している」と述べていることは、まったく正しいといえるのである。

こうして、部落解放運動によって部落の状況的困難が一定程度改善されたといえども、

その構造的困難は解決されなかつたのである。だから、新旧の意見具申のように、実態的差別の相当程度の是正を述べることは、部落の完全解放からほど遠い、まったくのごまかしであると言わねばならない。

## (2) 部落差別はどのように現われるか?

一九六五年八月一二日に「同対審」答申が提出されて以降、部落問題に関する意見具申は、一九八一年八月一八日、八一年一二月一日、八四年六月一九日、そして今回のそれと合計四回提出されている。これらを通じて、①環境改善の進歩②残事業の存在③差別事件の発生④財政負担の増大⑤「ねたみ意識」の発生⑥行政主体の確立⑦「糾弾」による意見の潜在化傾向⑧啓発事業の推進を述べている。「同対審」答申が述べた部落差別についての見解を基礎としながらも、環境改善が進み、「同和地区住民の社会的経済的地位の向上を阻む諸要因の解消という目標に次第に近づいてきた」(前意見具申)とする一方で、財政負担の増大と周辺地域との不均衡を生み、また、それが「ねたみ意識」を生み、差別解消のために「国民」の協力がえられない、と述べているのである。つまり、いわゆる実態的差別の解消はほぼ達成されたが、心理的差別の解消のためには、部落民自身の部落解放運動は自肅し、行政主導で「国民」の協力をえながら、啓蒙活動を行えばよいとするものにはかならない。

ところで、一連の意見具申が述べる実態的差別と心理的差別とは、「同対審」答申が部落差別の形態を分類し、述べたものである。しかし答申は、部落差別を支える歴史的社会的根拠として次のことも述べている。「……わが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的差別と心理的差別とは、「同対審」答申が述べた部落差別の「多種多様な形態」を二つに分類したもののが実態的差別であり、心理的差別なのである。そうであれば、実態的差別を極度に狭く考え、環境面にのみ限定し、これを一定程度改善したと述べても、この環境それ自身を悪化させてきた構造そのものを変革しなければ、改善された環境も再び悪化するということを示しているのではなかろうか。漁村にあっては、漁場がきめ細かい範囲に限定されているか、その漁場がほかの地域に比較して悪条件の下にあるか、または、まったく漁場さえ持たぬものとなつていている。これは、現在も変わらないのではないか。

農村にあっては、土地の立地で不利であり、農業に不可欠の水利権についてもきわめて

## マルクス・レーニン主義通信

不利に取り扱われており、または、土地さえ持たぬものとなっている。これも、現在でも変わらないのではないか。

日本資本主義の発展のなかで、部落民の生計を補助的に、あるいは全面的に支えてきた雑業的職種が解体されるにつれて、都市下層労働者として流出し、また、漁村、農村での残留層のますますみじめな「滞留」が生み出されていく。

都市にあっては、競争で駆逐される部落産業の衰退と、これまで生計を支えてきた雑業の解体によって、ある時は「臨時工」、ある時は「社外工」、ある時は「日雇」、そして、失業等々、日本資本主義の発展にもかかわらず（それ故、その発展によって）、常にその社会の下層に位置させられてきたのである。

こうして、都市にあっても、流入人口も含めた相対的過剰人口の「滞留」が生み出されていくのである。

「同対審」答申が述べ、一連の意見具申が引用している「実態的差別」は、少なくとも経済的においてこのように形成されたのである。だから、部落の存在のあり方が問題となる時に、日本資本主義における部落の存続構造が問題となっている時に、部落問題の存在を資本主義発展の正常コースからの逸脱と考えたり、部落差別の現象のみをあれこれ述べることは、眞面目に部落解放を求めている態度とはいえないのではないだろうか。

考えなければならぬのは、部落民が日本資本主義の歴史的過程で置かれてきた経済的社会的存在構造であり、それ故、日本資本主義そのものなのである。

### (3) 紛争は差別を残すか？

今回の意見具申は、部落解放運動がその闘争の歴史過程で生み出した糾弾闘争を否定し、差別事件に対する「確認・糾弾」は「同和問題についての自由な意見の潜在化傾向」を助長するとしている。つまり、糾弾は、部落差別を「国民」的課題とせず、部落差別を残す、と。

そもそも「同和問題についての自由な意見」とは、どういう人々の「自由な意見」なのであるうか。

①学者の自由な意見なのか②行政関係者のそれなのか③部落差別反対を主張する者のそれなのか④部落差別を肯定する者のそれのか⑤ほおっておけば部落差別はなくなるとする者のそれなのか⑥部落差別は永久になくならないとする者のそれなのか。

部落解放運動が行う個々の部落差別事件に対する「確認・糾弾」を自肅せよと主張する立場とは、いったいどの立場であるのか。部落差別反対を主張する者の立場ではないのは、まったく明らかである。

部落民による部落解放運動は、その長い歴史のなかで差別糾弾闘争を行う時、常に、政府により弾圧の対象とされ続けた。しかし、これに耐え、糾弾闘争を行うことによって、

敗戦後の部落解放運動の高揚は、政府の弾圧を相対的におさえるのであるが、近年における日本全体にわたる政治的反動は、部落解放運動にも影響を与え、糾弾をも禁止しようとしている。これは、単に行政的に認めないのではなく、刑事的にも禁止しようとするものである。さきごろの警察庁の取り締まり対象についての改変もこれに歩調を合わせたとみるべきである。再び部落解放運動に対する政府のあからさまな弾圧の時が近づこうとしている。

部落差別糾弾闘争は、差別をめぐって、自らの権利を守るために、部落民が団結することによってのみ社会的差別の圧力に抵抗しこれをはねのけることができることを示した。

部落差別糾弾闘争は、日本資本主義の政治的、経済的、文化的構造に対する部落民の闘争の始まりを意味する。それは、部落民の社会的 existence と社会的位置が日本資本主義のなかで生み出されたものであり、單に言葉や身振りによる差別に対しても、憤りをぶちまけるだけではなく、人間らしく生きる権利を与えるよう社会に要求する。個々の差別事件がなぜ発生したのか、その背景にまで目を向けさせるのである。

さらに、部落差別糾弾闘争は、地方行政だけでなく、法律や政府諮問機関および政府の予算執行、そして、今後ますます強まる予想される警察権力の行使によって、ブルジョア政府の眞の姿を明瞭にする。

だから、日本資本主義が生み出す不平等に最後まで、そして、一貫して反対する階級、労働者階級との間に、より一層の大きな団結の必要を教えるのである。

▲10頁からつづく

これは、中国国家資本主義のブルジョア的発展の矛盾の顕在化に他ならない。この事態が、民主化を要求する学生運動が、大衆的政治的運動として発展する可能性を提供している。

中国共産党は、「社会主義の任務は生産力の発展である」と現在の中国の国家資本主義としての性格を社会主義と言いくるめ、階級闘争を否定している立場にたっている。だから、あらゆる大衆的・政治的要求に対し、とりわけ党の指導を問題にする運動に対しても、抑圧的にならざるをえなくなっている。

それ故、今回では未だ政治的に登場しない労働者階級が、現在の中国における国家資本主義の発展の下で、新たなプロレタリア政治的運動として登場するのは、そんなに遠くはないのではないか。

▲8頁からつづく

中国共産党は、「社会主義の任務は生産力の発展である」と現在の中国の国家資本主義としての性格を社会主義と言いくるめ、階級闘争を否定している立場にたっている。だから、あらゆる大衆的・政治的要求に対し、とりわけ党の指導を問題にする運動に対しても、抑圧的にならざるをえなくなっている。

先進的労働者は、もちろん帝国主義的労働統一と闘わなければならない。その目的は、共産主義の下に労働者階級の多数を獲得することであり、それは、新たなナショナルセンターの建設など組合運動のレベルをこえたものである。すなわち、労働運動と社会主義の結合、労働者の運動の革命政党の運動への転化である。

先進的労働者は、八七春闘をこのための大転機とするよう努力しなければならない。首切り・人べらし合理化を粉碎せよ！ 大幅賃上げをかちどれ！

# 拷問虐殺事件を契機に 一段と激化する南朝鮮階級闘争

「韓」国では独裁政権による学生の拷問死の事実が明らかとなり、戒厳令体制下にもかかわらず抗議行動が高まっている。

虐殺されたのはソウル大生の朴鐘哲（パク・チヨンチヨル）君（二十一歳）で、民民闘（反帝反ファシズム民族民主闘争委員会）の学生活動家であり、治安本部に連行された後、厳しい拷問をうけた。

全斗煥（チヨン・ドファン）政権は「捜査過程でのショックによるもの」と発表し、拷問の事実をもみ消そうとした。しかし、朴君の死体には過酷な拷問の跡があり、何種類もの拷問の後で電気ショックによって殺されたことが明らかである。

全政権による拷問は日常的に行われている。政権延命のために数々の事件をテッサ上げ、拷問により自白を強要、政治犯に転向を強要するというのが常套手段である。

民青連や民統連の幹部に対する性拷問、昨年から今年にかけて多数の労働者・学生が連行され行方不明となり、変死体で発見されたものもある。

民主化団体がほとんど解散命令をうけるという弾圧下にもかかわらず、在野四十五団体が拷問暴露大会を開催し、集会・デモを展開した。「殺人拷問をほしいままにする軍事政権打倒」「治安本部の解体」を掲げ、朴君の追悼式が各地で行われた。新民党も政府の追及・抗議を始めた。

全政権は、このような抗議の高まりを治安本部長の更迭で切り抜けようとした。しかし後任には光州虐殺の司令官をとするという欺瞞的なものであった。一方、運動に対してもうたものもある。

政府の集会禁止令にもかかわらず学生の拷問死に抗議して7日、ソウル市内をデモする学生たち。横断幕は「我々は拷問のない国に住みたい」とある



は徹底した弾圧を行っている。民主勢力六万余名で準備されていた「国民追悼式」も戒厳令により封鎖された。

全政権は「内閣責任制」の合意改憲を強行するための新民党取り込み策動を進めていた。拷問虐殺事件により新民党を含め民主勢力の全斗煥退陣の運動が再び盛り上がりを見せ、早期合意改憲は困難となつた。

しかし、民主勢力は新民党の動搖政策にすべてを期待することはできない。昨年のシュルツ訪「韓」時には与野党大妥協による改憲発言を行い、新民党の要求が取り下げられたことから、対米依存の新民党は院内闘争に終始する方針を固めた。

続いて、金大中（キム・テジュン）、金泳三（キム・ヨンサム）氏の影響力排除による在野勢力との断絶、さらには李敏雨（イ・ミンウ）総裁の条件つき内閣責任制改憲の容認

は徹底した弾圧を行っている。民主勢力六万余名で準備されていた「国民追悼式」も戒厳令により封鎖された。

全政権は、このような新民党の分裂・一部取り込み策動によつても合意改憲ができないれば、大統領権限発動による戒厳令布告、独裁政権延命の道を突き進むにちがいない。

「長期執権粉砕・民主改憲争取・独裁政権打倒」で統一した民主勢力は、「内閣責任制粉砕し、民主政府を樹立」しようと民統連をはじめ、在野三十五団体が共同声明を行つた。

声明では、八七年に改憲を通じた民主政府の樹立を訴え、新民党に対して「大統領直選制・言論自由保障・光州事態の真相究明を後退させ、民正党の内閣責任制に野合することは國民を欺まんするもの」と批判している。

民正勢力の統一した力は、全政権・米帝の野望を打ち碎き、大きく前進するであろう。

## 中国学生による「民主化」要求の意義

昨年一二月から中国の主要都市に広がった学生運動の高揚は、中国共産黨の党内闘争の現状と、その意義を明らかにした。

学生運動の要求は、選挙制度の民主化、報道の自由、デモの自由といった政治的民主化自由化である。発展するにつれて、それは一

一党独裁反対」「官僚主義反対」など党批判にまで及んだ。

これに対し、党・政府首脳部は、選挙制度改革、党幹部制度改革などの制度改革を打ち出し、学生の要求に応える措置をとつた。

一方では、軍の呼びかけによる「『ブルジョア自由化反対』キヤンペーンの推進」を一月八日の『解放軍報』に掲載した。同じ日、党中央顧問会議は、ブルジョア自由化思想を扇動した人物として、中国科学技術大学の方勵之副学長・作家の王若望氏、劉賓雁氏を除名することを決定した。

そして一月一七日、党七中全会で、胡耀邦氏は党總書記としての指導を自己批判し辞任した。その理由は「党の集團指導原則の違反、政治原則の誤りを犯した」というものである。すなわち、七八年三中総会で決定された經濟改革・開放政策路線の推進者であった胡耀邦總書記は、この路線の下で生みだされた政治的改革・民主化・自由化の要求に対し、これを放置・黙認し、正しく指導できなかつたとされた。

八三年の六中全会において、すでに「精神汚染一掃」運動の推進が決定されていた。それが數ヶ月にして立ち消えとなり、今回の「ブルジョア自由化反対」キヤンペーンに至

るのだが、党中央は現在、これは一体のものであり、継続したものであると宣伝している。胡耀邦總書記は、八三年のこの決定の実行を妨害し、弾圧してきたと批判されている。胡耀邦總書記の下で活動してきた幹部の更迭も進められている。

今回の党首脳部改変は、国内の政治的民主化・自由化をめぐる党内闘争として決着づけられたが、経済改革・開放政策は、これまでどおり推進していく」とが宣言されている。これらの一連の経過の中で、党・政府首脳部は、学生運動に端を発した民主化・自由化要求が、大衆的・政治的運動として拡大することをもつとも警戒していたといえる。たとえば、昨年に決定されていた公共料金・原材料価格の値上げを、学生運動が高揚のさなかにあつた今年のはじめに、いちばんやく延期している。

七九年以降の経済改革は生産刺激策の具体化として展開された。農家自家請負制・企業自主責任制などが実施された。これまでの人民公社制と違つて、労働者・農民は資本主義的競争の波にもまれ、不平等が拡大する。すでに農村では、一方での万元戸と、他方での三ちゃん農業の出現として表現されている。生産物規制が緩和された結果、商品作物・売れる農作物に生産が片寄るようになつていて、都市工業では、企業自主責任制による生産性向上の追及、外資導入による投資拡大などに促している。

# フィリピン共産主義者の選択(4)

フィリピンの共産主義運動の流れからわれわれはCPP(フィリピン共産党)の綱領を検討する。今日の反政府運動をマルクス主義によって指導することを宣言している組織のなかで、世界帝国主義と自国ブルジョアジーに対する戦闘的闘いを維持しているからである。

同時にPKP(フィリピン親ソ派共産党・Philippines)との分派闘争から出発したCPPの次のような歴史的経緯を踏まえた結果である。

フィリピンの社会変革運動の前衛組織建設は一九三〇年のPKP創立に始まる。日本帝国主義のフィリピン支配下で、PKPは抗日人民軍(通称フク団)をもって抵抗運動を開いた。四六年には日帝の敗退で海外逃避から復帰した地主に対して、小作人の土地占有を軸に地主の私兵に対抗する武装闘争を開始する。

フィリピン政府は米帝のテコ入れによって四七年に相互援助協定を結び、キリノ政権は共産主義者への弾圧を繰り返した。フク団は民族解放軍(HMB)に再編されたが、政府の鎮圧の前にHMBの主要な単位は政府軍に殺害される。

PKPの総書記であったホセ・ラバ、弟のヘスス・ラバは「権力の早期掌握は無謀であった」と断言する傍ら「議会闘争への戦略的転換」を宣言した。政府は共産党と同調者を不法と規定して处罚する反国家変乱法を成立させながらPKPメンバーに一ヵ月間の特別赦免期間を設け解散をせまつた。PKP指導部はブルジョア議会への進出条件を得るために政府の要求をのみ、ラバは党員にこの期間中に「市民生活に復帰」することを指示した。六〇年代に入つて党は実質的に解体して政治活動を分散停滞させる。

七二年にマルコスによって戒厳令が宣布されても、ラバは戒厳令は毛沢東主義者、キリスト教左派、アキノ上院議員やCIA政治家をねらつていて「眞の革命家」を対象としていないから全然悪いものではないと機関紙上に載せるなど動搖した指導を続けた。腐敗した指導の延長から、分派として結成されたCPPや毛沢東主義者を粉砕するためにPKPマルコス政権との協力を辞さない状態を生み出す。

七四年にはPKP政治局員とマルコスの會議がもたれ、会議後指導部は軍事路線の放棄を明らかにして、ラバはPKP、HMBメンバーに武器を政府に返納するように指令した。PKPはこのとき公式に政府と協力することを盟約した。現在PKPはブルジョア民主主義を通じた民族民主政府の樹立を主張している。PKPを労働者階級の党として検討する必要はない。

PKPが指導性を失っていたとき、世界情勢はキューバ革命の完遂、ベトナムの民族解

放闘争を生み出し民族運動の反帝国主義的性格を強めていた。フィリピンでも米帝国主義の支配に対する戦闘的民族主義の運動が高揚する。

六四年には新たな青年運動団体である民族主義青年同盟(KM)が米帝国主義により挫折させられた一八九六年のフィリピン革命の再開をスローガンに結成される。後にCPPの指導者となるホセ・マリア・シソンがKMの議長の座にあった。PKPは高揚する民族運動に対応して大衆組織を再生する試みを始めKMもPKPと結びつく。

PKPの理論的指導を担当するようになつたシソンは、戦後フィリピンにおけるPKPの「権力早期掌握」、ラバの指導を批判する分析草案を発表してPKPから追放される。シソン派は六八年に今日のCPPを結成した。

新たな党は毛沢東思想を取り込み「毛沢東の党」を基調に、半封建制の残存するフィリピン社会において、米帝国主義・封建主義・官僚資本主義の打倒と政治権力の奪取、強化をめざした「民族民主革命」の綱領を掲げた。CPPは人民戦争と民族統一戦線の戦術を実行に移し、組織では貧農を軸とした革命軍を構成する。

革命軍が農村の安定した基地から敵の支配する都市を次第に包囲する地域人民戦争」という把握が示すように、CPPはPKP・HMBの五〇年武装闘争を総括した根拠地路線による武装闘争を始めた。

民族統一戦線による人民戦争の路線によつてCPPは都心街頭闘争にいどむ。七〇年一月にはマルコス再選に反対してキリスト教左派、労働者を組織して警官と対じした。七二年九月のマルコスによる戒厳令宣布下で反政府闘争は熱気を帯びて、CPP中央委員会は「状況は革命運動に有利」と規定して民族の自由と民主的権利の獲得を結びつけるスマークアンによって反マルコス闘争を組織している。

六八年のゲリラ戦闘の経験不足を省みて農民ゲリラ部隊の支援を得て六九年三月CPPの武装組織である新人民軍(NPA)を結成していく。戒厳下のフィリピン民衆の反政府感情を受け入れたCPPの反政府闘争の展開でCPPはフィリピン革命の前衛に浮上する。

組織面では、七六年から七七年にCPPとNPA幹部の逮捕をきっかけに小康状態を迎えるが、NPAは八〇年から農村における新兵獲得と都市貧民層のなかで組織活動を続ける。八〇年に二十六だったゲリラ戦線は八五年に四十五に増加する。CPP党員も一万から三万に、NPAは二万の軍隊に成長した。

戦線の拡大はあらゆる反動的組織の内部にまで進め、一方で東部ルソン地域のイザベラとガヤン地域では、CPPの人民戦線である民族民主戦線(NDF)によって事実上の政府機能を遂行している。地域ではNDFが税金を徴収し土地改革を執行、公共事業も営む。

都市部でのNDFは、NDF結成以前にあつた五月一日運動(KMU)、民族解放のためのキリスト教会(CNL)、民族主義青年同盟(KM)と連帯、構成組織に加えたばかり、フィリピン学生連盟(LFS)、民族主義民主民族自由のための青年連合(MASADA)、民族主義教師連合(KAGUMA)と連携を深めている。拡張された統一戦線は八一年六月の大統領選ボイコット運動に示されるように、米軍基地撤廃、多国籍企業の徹底した統制を煽動していく。

農村部における農民の半封建制の残存と加工輸出産業を軸とした後進的資本主義の線は拡大を示した。NPAの九五%が貧農出身の兵士で構成されているのも、農民革命の反映である。

都市部における農民の半封建制の残存と加工輸出産業を軸とした後進的資本主義の型ではあれ、資本主義経済の発展とともにならぬ労働者の量的拡大がみられる。何よりも土着ブルジョアジー自身が民族経済の発展を求めるようになっている。

CPPの都市部における闘いは、民族ブルジョアジーを一掃するよりも反マルコス運動に集約されてきた。都市小ブル層の反マルコス感情を組織した闘いはこの限りで成功をおさめていた。アキノブルジョア民主主義政権成立以降は、民族ブルジョアジーを含む民族統一戦線を軸に闘うことにつき境界が出始めている。アキノ政権自身がマルコスの經濟独占からの解放を求めてきた民族経済の担い手であり政治的には民主主義の体現者だからである。

民族ブルジョアジーとの統一戦線による米帝と封建主義、官僚資本主義の打倒といったCPPスローガン自体の検討がせまられてゐる。CPPの闘いがフィリピンの單なる民主的要求の実現にとどまるのなら、アキノ政権を出発点としたブルジョア民主主義政治下で改良を要求することに終わる。

CPPが徹底した土地革命を実現し、国民経済の発展の担い手として資本主義経済を發展させ社会主義の条件を獲得するためには、民族ブルジョアジーから国家と生産手段を奪い取る以外にない。ブルジョア民主主義政権を倒すためにはもはや旧来の農民革命を基盤にした「人民民主主義革命」では不可能である。

われわれはこれまでのフィリピンの分析から、七一年に発表されたCPPの綱領の生み出された背景を検討して、だれが国民経済の担い手となるべきかを見定めて、同時に先進国労働者のスローガンを提出する。

第一に「人民民主主義革命」の基礎、第二に民族ブルジョアジーの性格と統一戦線、第三にフィリピンの後進的資本主義と国民経済の担い手、第四は統一戦線の歴史的教訓、第五にフィリピン革命と先進国労働者階級の任務である。

## 戦後労働運動の総括のために

(4)

# 労闘ストをめぐつて(下)

一九五〇年六月二十五日、米帝は北朝鮮侵略の軍事行動をおこし、朝鮮戦争が開始された。この侵略戦争の開始と同時に、米帝は日本の全産業を戦争に動員し、その結果、いわゆる「特需ブーム」がおとずれ、独占資本の利潤は急激に増大したのだった。しかし、労働者階級にもたらされたのは、実質賃金低下とすさまじい労働強化でしかなかった。軍工場や造船工場では、強制出勤、連続徹夜が続き、全通労働者は建設隊作業に徴用される等々、工場の軍事監獄化であった。朝鮮戦争開始後、約半年のあいだに、残業は三割ふえ、労働災害は五割ふえた。

五一年の春に始まつた中間恐慌は、五二年にはいるとともに生産部門に波及し、全産業にわたる大規模な産業短縮となり、深刻な過剰生産恐慌となつた。

たゞまのない労働組合の弱体化と労働強化、賃下げ、無権利が続くなか、朝鮮特需の下で急膨脹した独占資本は、ぼろもうけをした。しかし、マリク休戦とともに軍需発注が手控えになり、過剰生産恐慌に陥ると、その犠牲を労働者に転嫁し、労働者の生活水準はさらに引き下げられたのであった。

他方、敗戦直後「健全な」労働運動の成長を図ってきた米帝は、労働政策を転換し、特に朝鮮戦争前夜の高まる緊張のなかで本格的な工作に着手し、反共を旗印にした総評結成へと向かつた。そしてそれは、CIA行つた一連のフレーム・アップ（「三鷹事件」「松川事件」）などや、また、日立、電産、日通など全産業を襲つた一万人以上にも及ぶレッド・ページ攻撃を伴つたものであつた。

しかし労働者は、朝鮮戦争の勃発に伴い、反戦闘争にたちあがつた。それは、港湾労働者の軍需品積み込み作業のボイコット、長崎造船の軍用船修理のサボタージュ闘争、等々と具体化した。

朝鮮戦争で軍事的敗北を続けた米帝は、日本政府に「単独講和」を迫り、日本政府はこれを受け、「講和・安保」の調印を前にして、反対闘争とその諸勢力に対する相次ぐ弾圧を開始した。そして、支配体制強化をもくろんだ露骨な弾圧法の改悪・立法化を急いだ。

他方、総評は、「平和四原則」を確認し路線を大転換させ、いわゆるニワトリからアヒルへの第一歩をふみだした。

へー頁からづづく

の創設」などを求め、また、「経済・産業構

造転換をスムーズに展開するため、充分な財

政・金融・税制措置を講じさせる」と述べて

いる。つまり、首切り・人へらし合理化に協

力したあとでの失業対策を要求しているので

労働者は、低賃金、強制労働を強いられ、生活水準が低下するなかで不満が高まつていっていた。逆に、米帝の権力の衣を借りて支えられた。総評の転換は、この労働者によって支えられた。政府・資本家は、いまだ労働貴族の育成に完全に成功せず、労働者の不満をおさえつけられなかつた。「破防法」と「労働三法」の改悪は、労働者の闘いの虐殺をねらつたものであったのだ。

五二年は、年が明けるや賃金闘争と彈圧法規反対の闘いから始まつた。そして、四月から六月にかけて、三波五回にわたる労闘ストが闘い抜かれた。

賃金闘争は、欺まん的な政府統計を賃上げ要求の根拠とすることをやめ、理論生計費（マーケット・バスケット）の方式を採用し、春期闘争は大きな高揚をみせた。弾圧法規的に闘い、組織の枠を超えて四〇〇万の労働者が共闘を組織した。しかし、労闘ストを崩そうとする動きはしつよに続いた。総評右派および社会党右派は政治ストといつて攻撃したのであった。

労闘スト第一波ストの前日、政府・資本家のどう喝に屈した炭労・武藤、全鉱・原口らは、スト延期を指令した。これに怒つたすべての組織労働者は、第一波で脱落した単産の執行部を非難し攻撃した。第二波は、執行部をつきあげた炭労と全鉱が最も積極的にストを打つなど、戦後最高の一〇〇万人が参加した。しかし、その後、あの「血のメーデー」事件が起つて、社会党や総評の幹部は動搖を拡大し、第三波は、総評・労闘「左」右両派の対立に水をさされ、尻すぼみの労闘ストは幕を閉じたのであった。

ブルジョアジーは、帝国主義的發展への再出発という重みをかけた攻撃をかけてきた。労闘ストはこの前に敗北したのであった。ブルジョアジーとその政府を打倒するという目標は、労働者階級のなかに浸透してはいなかつた。社共の不毛な分裂・対立はその一要因

である。

総評も大差ない。二月四・五日の臨時大会で黒川議長は「政治春闘」（小ブルジョアもまきこめる売上税反対闘争と統一地方選に春闘を解消するもの！）を打ち出したが、方針には首切り・人へらし合理化との闘争がまつた。

たくなく、政府、企業、行政、経営者団体に対する要求があるだけである。

これらのことの原因は、彼らの理論的誤謬（つまりブルジョア的俗論だ！）にある。国民春闘共闘会議が発表した「八七年国民春闘白書」に基づいてこのことを明らかにしよう。

「白書」はまず、現在のいわゆる円高不況の原因を「政府・財界の政策路線」の「誤り」に求めている。それに対応されるのは、「国民生活向上を通じた内需主導型経済への転換」という「戦略方向」、「賃上げ→内需拡大→投資拡大→雇用の確保、創出→内需主導型経済への転換→高目の成長維持と失業悪化防止という「良循環」だという。つまり、賃上げによってすべてが解決するというのである。

だがこれは、過少消費説に基づいた空想でしかない。「国民のための内需拡大」を叫ぶ共産党・統一労組懇もまた、この点では例外ではない。考えてもみよ、これは日本経済のための、すなわち日本独占資本のための賃上げ論ではないか。指導者が行わなければならぬのは、彼らのように資本主義を弁護し、労働者を資本の下につなぎとめることではなく、現在の円高不況を資本主義の矛盾から説明すること、「日本はすでに世界一の債権国」になり「国内の余剰資金がダブつ」いているにもかかわらず、労働者が賃金抑制と雇用不安を強要されるのはなぜなのかを明らかにすること、これらを通してプロレタリアートの目標を明確にすること、である。

だがこれは、過少消費説に基づいた空想でしかない。「国民のための内需拡大」を叫ぶ共産党・統一労組懇もまた、この点では例外ではない。考えてもみよ、これは日本経済のための、すなわち日本独占資本のための賃上げ論ではないか。指導者が行わなければならぬのは、彼らのように資本主義を弁護し、労働者を資本の下につなぎとめることではなく、現在の円高不況を資本主義の矛盾から説明すること、「日本はすでに世界一の債権国」になり「国内の余剰資金がダブつ」いているにもかかわらず、労働者が賃金抑制と雇用不安を強要されるのはなぜなのかを明らかにすること、これらを通してプロレタリアートの目標を明確にすること、である。

## 大幅賃上げ・首切り反対の大衆的な実力闘争を

賃下げ・首切り攻撃の激化は、労働者階級の不満を増大させずにはおかしい。しかしながら、その不満が反撃へと直結するわけではない。自覚した労働者は、賃下げ・首切り攻撃が資本主義の根本的矛盾と結びついており、それを打ち破ることができるのはただ労働者の実力だけであること、そして、この闘いにとって労働組合は限界があるがこの闘いを遂行することなしには将来の闘いなど問題になりえないことを、より大衆のなかで精力的に宣伝・煽動する必要がある。

そしてまた、売上税について、政治的反動攻勢について、統一地方選について、等々のプロレタリアートの立場と要求を明確にしなければならない。

これらの闘いは、ブルジョア組合主義者・改良主義者との闘争と一体のものである。八七春闘は、一月の全民労協の連合体移行をはじめとした帝国主義的労戦統一においても重要な位置を占めている。すでに同盟は、先の大會で解散と「友愛会議」の発足を決定している。また総評は、一月一四日、「全的統一」について同盟および全民労協に申し入れを行い、追従の姿勢をますます露わにしていく。

他方、同盟が「統一労組懇排除」を踏絵と力したあとでの失業対策を要求しているので

へー頁につづく